

社会福祉の倫理 — 社会福祉共同体倫理から —

The Ethical Theories of the Social Community

飯田精一*1 加藤保子*2 矢野博己*3

Seiichi IIDA, Yasuko KATO and Hiromi YANO

要 約

本論は、共同体社会の歴史的経過をまとめて見たものである。

共同体社会は、いろいろな形で変化したが、共同体は普遍的に「善」の倫理を基盤として、社会政策や福祉をすすめてきた。特に古代ローマやギルド社会に重点がある。なお終わりの付録として、医療福祉の問題をとりあげた。

1. はじめに

社会福祉は、伝統的に「共同体社会」の道を歩んできた。それは西暦紀元前4,000年からの道のりであった。共同体倫理とは何か。それは地域共同体社会を構築する際のパワーとなる倫理である。それはアリストテレスの言う「善なる倫理」である。この善なる倫理とは、ボランティアな活動を活発化する倫理であるとも言える。さらにまた、ボランティアな活動とは、国家権力や公共権力に強制されない、自由で自発的で、しかも個別的な民間力の活動である。それは近隣の相互的支援や援助活動でもある。また親の子育ての活動でもある。それは社会政策における医療保険や介護保険や年金保険の活動の中にも存在する倫理である。

こうした共同体倫理を活動させる費用は、誰が負担するのか。それは官公費と個別の民間費との合作である。それは相互補完費であり、その構成の原形は、いわゆる「相互扶助費」であるとも言える。そしてこの負担の財政力は、国民総生産(GNP)等の経済力に依存するが、基本的には、あくまでも共同体倫理のあり方に係っている。

古代ローマや西欧圏には、コミュンやコミュニティなどの公共事業体が在った。これらには公共の福祉を増進するための学校、図書館、各種福祉施設

等があった。そしてこれらもまた、公民合作である。

日本では、民間の慈善事業的施設は早くから在ったが、コミュンの公共事業体が発足したのは、寛政二年の「人足寄場」の創設以後のことである(1790年)。戦後日本では社会福祉事業法(1951年)が発足したが、近代化しようとした社会福祉事業は、地方自治行政の枠の一部に組み込まれてしまい、伝統的な共同体倫理主義に基づく社会福祉は、その体制を整えることが出来ないままになっている。

本稿では、共同体倫理に関する基本的で印象的な出来事を取りあげながら、社会福祉の源流に立ち戻り、共同体倫理主義のあり方を概観する。

2. ノアの洪水

古代社会のメソポタミアの洪水を描いたギルガメッシュの叙事詩や、ヘブライ聖書(旧約聖書)の洪水物語には、大ゴッドや小ゴッドに扮した王侯や秘書官たちが、どのようにして洪水の危機に対処したか、地域住民の生活を擁護したかが描かれている。

メソポタミアの洪水では、人間は善良であり、ゴッドたちは貧困であると考えられている。メソポタミア人は、罪の思考法には慣れているけれど、洪水が人間を攻撃するのは、単に人間が多数になり、その結果ゴッドたちの安寧を著しく騒々しくするからで

*1 川崎医療福祉大学 名誉教授 *2 川崎医療福祉大学大学院 医療技術学研究所 健康科学専攻

*3 川崎医療福祉大学 医療技術学部 健康体育学科

(連絡先) 飯田精一 〒701-0193 倉敷市松島288 川崎医療福祉大学

あると考えた。こうした洪水という何気ない攻撃が、人間に死をもたらすことは、ゴッドたちの不行届きによるものであり、ゴッドたちは愚かな暴君であると考えた。このように「アトラハシス叙事詩」や「ギルガメシュ叙事詩」に出現するいろいろなゴッドたちは、これらの覚え書き記録官たちが、各種の実在の官僚や閣僚を念頭において、仮想した演劇者であるのかも知れない。

一方、ヘブライ聖書の洪水物語は、メソポタミアの洪水物語から派生したに違いないが、洪水以前の世界は、カオス(混沌界)として表示され、すべての無秩序の責任は、カオスに生活する生き物にあるとされた。洪水を送るということは、ゴッドにとって、罪を罰するだけでなく、汚染された大地を浄化することを狙っていた。このように、ゴッドを最高位にすることで、共同体に過ぎなかったゴッドを、祭司派の編者は遂に世界の神にまで仕立てる基盤を作りあげたといえる。

3. アブラハムの都市の放浪

小都市群(ポリス)が古代カナン(パレスチナ)の地に設置されていることを、イスラエルの民を引き連れたアブラハムは目にする。ポリスは共同体社会の基盤を構成する基本である。ここで、古代都市の存立に係わる社会生活の安全と擁護の問題をしてみる。

ヘブライ聖書(旧約聖書)の創世記の世界は、人の叡智と情熱とを、生命の木と善悪の木とで、ゴッドが管理する世界であった。ヘブライ聖書のゴッドは、すべての対象を二分の論理(ダイコトミー)に陥って、人々と契約した。例えば、土地の所有の原理である。ゴッドはアブラハムに対して、カナンへ行くならば、カナンの土地が与えられて祝されると契約した。また例えば、善悪の判断は、エデンの園の禁断の果実を取得するか否かで試されて、生命の保障を契約された。あるいはまた、正義と墮落とを洪水のふるいにかけて、墮落した人々を全滅させ、正義の人ノアを救済しようと契約した。その後、「二分の論理」は、社会・経済や社会生活における、「土地所有と身分」、「排他と差別」、「貧困と不平等」、「貴族と平民」等の問題に関して、大いに論議されるようになった。

アブラハムの最初の土地の所有は、経済的契約行為とともに、地域交流の始まりでもあった。土地の所有権限は、生産活動、交換活動、財政活動、身分付与、資格付与等の基本となるものである。これらは、古代の昔から、すべて「土地所有の不平等」から始まる。土地所有は、社会的不平等の根源でもあ

るので、特に歴史研究のマルキシズムとかソーシャリズムでは、この問題の解析を重点としてきた。

日本の歴史では、飛鳥時代に、天武朝の「官吏・平民」という階級制度による身分の分割がおこったが、この根源は「平民の田畑土地」の所有問題になった。また、鎌倉期の「御家人」制度では、武力の所有が前面に出たが、基本的にはやはり、武力の権限による「百姓の田畑土地」の支配があった。この背後には無論のこと、二分の論理が働いていた。

土地所有およびその変形から発する、各種の社会的権限の不平等は、紛糾の種になるばかりでなく、社会福祉をも破壊してしまう。そういったことから社会的不平等のあり方を考究することが大切である。

4. アリストテレスのニコマコス倫理

アリストテレスの社会政策論は、倫理的善を基本として、社会福祉を構築している。それは「アリストテレスのニコマコス倫理学」に収録されている。

社会生活の行為の基本は、倫理的善にありとした。善なる生活を生きることは福祉であり、福祉の生活とは、完全に発達した人の行為の中に存在する。そしてまた、このような福祉の生活は、重要であり、人間的であるとした。こうした生活は、言わばユダイモニア(福祉)である。倫理的善の行為と社会政策の狙いとは、ユダイモニアを如何に成就するかにある。ユダイモニアの重要な資源は、実践的生活の中にある。実践的生活とは、「社会に関わった生活」のことを云う。こうした生活をする人々は、活動的で、精力旺盛であり、自分自身の行為を信じている。また、自尊心を持ち、自者と他者とに対して、本当の愛を持つ。倫理的善なる実践生活にとって必要な要素には、「勇氣、自制、寛大、友情」がある。これらの要素は、いわゆる道徳である。道徳とは、行為者にとっても、被行為者にとっても、同等に善なる行為である。ある人が道徳を持つことは、必要条件ではあるが、善なる生活にとっては十分条件ではない。道徳行為を行う人が、それによって善なる生活を喪失することがあるのを、人はよく経験する。

しかし、アリストテレスは、自分自身が善であれば、その人の生活は常に善である、という考えを否定した。善なる生活になるように、善の半減した生活を補充することができるのは、社会政策が構築する社会制度のみであると、アリストテレスは断言した。善なる生活とは、全精神を傾倒した感情と、本当に人間らしい仕方で行為することの中にある。しかし、こうした善なる生活が可能なのは、極く少数の人々であり、大多数の人々は困難や苦悩に陥る。子どもたちは、概して本能的に行動するので、訓練

することによって初めて、理性的に勇気ある行為をするようになり、正義の行為をするようになる。つまり、善なる行為とは、理性と欲望との調和した行為である。これを達成するためには、教育に依存するほかはない。

もしも人々が、こうした調和を得たならば、人々は善なる生活に到達するだろう。そして、人々は法律に拘束されることなく、自由に生活することができるようになる。しかし、人々はなおも、法律を必要とするだろう。その際、もしも法律が善なる法律として作られているならば、その法律は強制にはならず、それを遵守するのに困難はない筈である。即ち、法律とは、善なる法律として存在すべきものである。

大抵の人々は、善なる行為をすることは、自者のためにであろうと、他者のためにであろうと、いずれにしても自然なこととは思わない、と言及する。人々に道徳的行為が欠如するとき、法律を通じての強制が必要になる。人々は他者から小言や文句を言われると、憤るが、法律でそうするように言われても、憤ることはない、とニコマコス倫理では言及する。法律とは、誤った欲望について、理性が行為せよとするものを規定するものである、とアリストテレスは見た。また、アリストテレスは、理性が命じる行為を、社会政策の中で重要なテーマとして導入した。

アリストテレスの社会政策は、共同体社会の概念に、その中心課題がある。例えば、国家はどのように共同体社会なのかを理解すると、人々はどのように国家統治を受けるべきなのか、人々は、共同体社会を必要とするのか、の意味がよくわかる。

人々の福祉の落差は、社会政策における「法律制度」を通じて調整することができる。これは、人々の「暮らし向き」が、相互にそんなに悪くならないようにしながら、全体の福祉を「善なる暮らし向き」にすることである。このためには、人々が法律と正義と擁護する立場に置くことが大切である。アリストテレスは、社会政策における「法律と正義」の立場の大切さを強調した。

アリストテレスの論理は、共同体社会の構築論が、善なるものの堅固な基礎となっている。これはまた、住民に対する安全保障の基礎ともなった。単に住民の「暮らし向き」のあり方のみによって、善か否かを判断すべきではないことを意味している。家族問題では、夫は妻を規則正しく統御すべきであると主張した。子どもを規則正しく統御する問題については、子どもは、まだ理性的でないので、子ども自身の欲望を守り、統御してやり、行動をうまく形成す

るように教育しなければならない。

ステートには、形式的に見ると、6種類の国家組織がある。即ち、君主制(モナーキイ)、貴族制(アリストクラシイ)、庶民制(ポリテイ)、民主制(デモクラシイ)、寡頭制(オリガークイ)、専制制(タイラニイ)である。

専制制は、すべてのステート組織の中で最悪であった。それは住民の生活を支援も援助もできない。民主制と寡頭制とは、共に幾多の不協和が生じるが、概して民主制のほうが不協和が少ない。アリストテレスは、民主制について、ステートの基礎は、自由にあるとする。ステートのすべての住民は、平等であらねばならない。アリストテレスは、寡頭制や専制制よりも民主制のほうを支持した。基本的に言えば、人は誰にも支配されてはならない。

アリストテレスは、民主制政治のサービスと負担のあり方のすべてを考察したが、実はいろいろな難問が潜んでいたという。第一に、煽動政治家(デマゴク)が、いろいろな統制行政の情報を手に入れて宣伝する。そして専制政治を形成してしまう。第二に、住民は、貧困者の利害を無視して、富者に乱暴するようになる。そのため、富者は寡頭政治を選択して、民主政治を破壊しようとする。第三に、大多数者の意思は規則とするべきであると云う主張を、絶対的なものとする立場である。そして恐らく、煽動政治家はこの立場を駆り立てる。住民はそれを正当なものとして法律化に賛成するが、例えそれが法律となっても、拘束されないものとする。

アリストテレスは、極大化されたデモクラシイを嫌った。アリストテレスの悩みは、デモクラシイの原理の究極点にあった。この究極点では、住民は政策上自由であり、平等な権限を持つようになる。このことは、デモクラシイの究極点では、「正義の原理」に対して、誤謬を犯すことになる。つまり、住民はすべてに平等であることを要求するので、正義の原理をも無視してしまう。正義は最高原理の一つであるが、民主政治は、究極点で正義を無視すれば無価値となる。この誤謬問題は、ステートは実践的に、如何に統治することが大切であるかを問題提起することになる。

また、寡頭制政治オリガクスたちは、外敵防衛のために軍事力が必要であるときは、これに政治力を使用するだろうとアリストテレスは言った。オリガクス体制は、確かにひとつの主張であるが、それは部分的主張に過ぎない。彼らの主張は、福祉の主張が足りないのです、その空白を埋め合わせているに過ぎないと。政治組織は、住民のポリスの善に貢献する範囲まで、住民に福祉を与えるようにつくるべき

ものである。

アリストテレスは、善なる生活を生きることは福祉であり、福祉の生活とは完全に発達した人の行為の中に存在する。そしてこうした生活は、即ち、ユダイモニアである、と定義した。アリストテレスによれば、善なるものとは、ユダイモニア（福祉）なのである。

こうした幸福な生活を得るための場所は、ポリスである。ポリスは、適切な大きさの住民集団によって構築されるが、集団がそれより小さ過ぎても、大き過ぎても、幸福は得られない。この社会は、言わば共同体社会（コミュニティ）であり、それはポリスの社会政策によって構築される。

西田幾太郎は、「善の研究」によれば、「意識現象が唯一の实在である」ことを説いており、善とは何であるかの説明も、意思の性質に在り、意思の発展完成であるとしている。また、経験から普遍的概念を構成する意識のプロセスは、カルナップの場合は、「経験の類似性の流れ」であったが、フッサールの場合は、「経験の志向的意識（インテンションナリティ）」と呼んだ。

近代化社会の、善なるポリスとは、住民はポリスに擁護され、近隣同士の世話や交際を深め、安心して生活できる社会のことである。今日でも、地方都市には、辛うじてその鱗片を残しているところがある。しかし、今日のいわゆる大都市圏域（人口数百万人）では、古代ギリシャのポリスは失われてしまった。どうして善なるポリスが失われたのか。その理由は単純ではない。帝国体制の変遷、社会経済体制の変化による、住民の職業体制変動、核家族化による家族体制の変化等、どれひとつをとって見ても、この問題に深く関わっている。

しかしユダイモニアは「地域共同体」の中に生き残った。それは民間の自治団体が地域の行政機構と手を組んで、自治的組織を構成して、公共事業を行う仕組みである。

西欧のコミューンでは、その事業の基本として、善の倫理観や、キリスト教の慈善観を基として、また、コミューンの設立や事業の調整役には、適切な地域の司教が当たった。

日本では中国の唐時代に交流のあった仏教観や、巨大化された武家の支配社会という背景がある。社会生活問題の国家陳情や地域議会請願は、行政の中央集権化弊害のシンボルとなってしまった。宗教の檀家制度は存在したが、残念ながら、これが地域行政制度として残存することはなかった。市町村合併を行った結果、合併前の町村の議会席がなくなり、これに代わって、「地域協議会」が設置された。こ

の仕組みは、イギリスの「教区制度（parish）」に準じている。イギリスでは、積極的に「地域協議会委員」を設置していると聞く。日本でもこの方式を拡充すべきものとする。

フランスのコミューン議会議員は11人。議長は互選で決める。また議長は村長を兼任する。村長のみ報酬が出る。議会は夕方から開く。議員は他に職業を持つ。フランス政府は、2003年に憲法を改正して、「フランス国は分権化された統一国家である」と位置づけた。

5. 古代ローマのドムス家族からファミリア家族へ
家族は社会組織の基本単位である。また古代ローマの家族は近代化社会の家族の原点でもあるので、社会福祉の研究にも極めて大切である。

ドムスとは、古代ローマ人の家族を意味するが、所定の家屋も組織体制も不十分で、烏合の衆のような集合体であった。

核家族体制は、核家族、拡大家族、直系家族、に分類される。

核家族・・・夫婦と独立前の子女からなる。

拡大家族・・・親子のみでなく、直系血族、婚姻血族をも含む大家族から成る。

直系家族・・・親がひとりの子の家族とだけ同居する家族から成る。

家族とは、ひとつの所帯において、最年長の男性に優位者、即ち家長の統帥下にある、すべての人と物を言う言葉である。所帯とは、家族と家族身分（ファミリア）との両者を表す、半法律上の言葉であった。ローマ人家族の基本モデルは、(1) 法律的モデル、(2) 血縁モデル、(3) 社会的モデル、である。

ローマ人の家族の家政生活の現実には、きちんとされることが殆どなかった。それゆえに、結婚とは、社会における最初の主要な法律的身分であった。

夫は妻を訓育するか、または妻の意向に耐え忍ばねばならない、そして結婚への調和と礼儀作法を維持しなければならない。

古代ローマにおける離婚は、極めて容易であった。一般に、離婚は結婚の反対としてでなく、男ならば再婚の手段として考えられていた。一般社会では、離婚と再婚の割合は、一般に減少傾向があるとされてきた。下層階級者の結婚は、法律的に束縛された結合ではなく、主人の気まぐれで了解されることがある。

古代ローマ社会における、結婚の第一義的理由は、子孫の産出にあった。一つの世代から次の世代へ連続する仕方、富や財産を送達することである。ひ

とたび、子どもが生まれると、父親は8日以内に、その子を生かすか遺棄するかを決めた。一般に、嬰兒は、もしも身体障害者または精神薄弱があると、遺棄された。子どもの高率の死亡と重度の病気は、ともによくあることだった。しかし子どもの死亡率の高さは、家族長が、ある理由のために、新生児の生命を終わらせたに違いない。その理由はその子どもの嫡出性とか、財政上の理由で、家族集団を小さく保ちたいという欲求を含んでいたに違いない。

子どもの養育は、両親にとって重要であった。家族の中での子どもの役割は、子どもが7歳に達する時点で複雑になった。子どもたちは父親の相続人になるために、家族のカルト（氏神）を崇拝することによって、財産の譲渡と祭事を追憶させて、父親の決意を不滅なものにした。また、死者の埋葬と葬儀式典をうまく連合させ、子どもたちに、道徳的責任を感じさせた。上層階級の子もたちは、家族の繁栄と栄光を助長する義務を持った。

奴隷は古代ローマ社会の必要不可欠な人物であった。解放自由民は、同様に、ドムス家族に雇用された。解放奴隷で、新規に解放されたものたちは、ドムス家族の中で小さな位置を占めていたが、殆ど通常の奴隷と変化がなかった。しかし解放自由民は、奴隷の身分では許されなかったような、結婚契約をすることを許された。ドムス家族と拘りなく、頭領家族長と一緒に、家族全体の繁栄と彼らの共通の家財の安寧福祉を助長することは、すべての奴隷の義務であった。

訓育や矯正は、具体的には「鞭打ち」のことである。子どもたちを鞭打ちで訓育する仕方は、その内容に強さや弱さ等、各種あるが、これはすべて鞭打ちという用語で妥当とされていた。家族長の父親たちは子息たちを、希には鞭打ちの処罰をした。こうして初期のドムスから、経済力の増大、組織体制の成立によって家族の近代化体制が進むこととなる。

6. ギルド社会

ギルドとは、中世西欧に交流した小規模産業の同業者組合である。また、ギルドには、特殊な事業を経営する頭領があり、年季奉公（職人見習）および日雇い職人と称する人たちが共に、集団的職業生活を営んでいた。

ギルドとは、実は「古代ローマ」の文化を背景にして勃興したので、その本質を理解するためには、古代ローマにおけるギルドの姿から見ねばならない。

19世紀には、イギリスのウェブ夫妻らによって、いわゆる「ギルド社会主義」が生み出されたが、これは、その後の「社会福祉施設」とくに「障害者施

設」のあり方に、多大な影響を与えた。日本では戦後、障害者施設の構築に絶大な貢献をした糸賀一雄、河村幸蔵、井深大らは、いずれもこのギルド社会主義に深く傾倒して、ユニークな社会事業を自ら実践した人々である。従って、ギルド社会の展望は、社会福祉施設の理解を深めるためにも重要であると考える。

当時のギルドは、コレジウムと呼ばれていた。このコレジウムは、任意で自発的な連合団体であった。しかし紀元6世紀のユスティニアヌスの法律家たちは、任意なコレジウムには興味がなく、これを法律的に組織化して、国家に義務をもつ準公共団体しようとした。これが社会団体としてのギルドの起源であったと見ることができる。

コレジウムとは、共通の規則で一緒に結合した人々の集団を意味している。

コレジウムの「権利と責任」とを、鋭く定義し始めたのは、マルクス・アウレリウス皇帝（AD161-180）である。コレジウムは民間連合団体であったので、法典の中のルビ（赤文字法規）として書き込まれた。そこには、勅令によって定めたすべての種類のコレジウムを含んでいた。またこれらは「法律上の人」、即ち「法人（コーポレート）」としてコレジウムの身分を定義した。例えば、マルクス・アウレリウスは、すべてのコレジウムに、具体的に奴隷解放をする権利と、合法的遺産を受領する権利とを与えた。

国家はコレジウムにとって、主要な顧客であり、公式な関係を結ぶことによって、両者は相互に利益を受けることができた。

コレジウムの最も重要な特色は、商業と商品生産のために働いた商人と生産職人の自由な連合生活であった。

職人各員がコレジウムに登録することによって派生する利益を得るためには、職人各員の正確なリストを必要とした。その身分がどんな人物であるかという実証は、コレジウムと国家の両者にとって重要であった。

奴隷は職人コレジウムの人員であった。職人コレジウムは、解放自由民、解放自由婦人、および奴隷の混合体であった。そしてこれらの人々のうち、奴隷以外は、自由化した平民であったが、コレジウム人員のこうした混合化体制は、ローマ社会における法律的差別と社会的差別を塗り消すことに役立った。これによって、奴隷も「自由平民」になることができたのである。ローマ市民は大多数が平民であり、自由な諸権利を行使することができた。

コレジウムの社会的雰囲気は、社会連帯責任を増大させた。そして職人たちが社会的時間を一緒に過

ごすことが、商業上の競争を合法的に行うことに繋がった。一層重要なことは、コレジウムの役員は、政治への野望を抱かせたことである。主任事務員の役割は5年期限であった。この事務所の仕事は狭量ではあったが、栄光のパトロン推薦権をうまく行使して、政治的活動をするようになり、やがて官僚主義機構の雰囲気を増大させた。

父親たちに入れ替わった息子たちの身につけたものは、いろいろな職業と専門職という社会的基盤であった。

ローマ帝国は、北アフリカのチュニジアやアルジェリア等の巨大な都市文明の構築にも大きな影響を与えた。それらの都市は、基盤の目型の正確な正方形に分割され、円形闘技場や上下水道や大理石の風呂場を完備した民衆の豪壮な住みかであった。グルノーブル大学の考古学者、サージ・ランセルによれば、こうした都市群は、住民を戦争行為の多数の支援者に仕立てるために、見かけ上の平等性を着せた姿だったという。これらは、やがて石柱や石置を残して壊滅した。それは民衆の生活の平等性を、構築物で表現するのみに終始したからであった。北アフリカでは、コレジウムと手工業と賃金労働の文化は、何ら存在しなかったからである。

ギルドたちの抱負は、争わず、祈る、土地を耕作する、という三つの社会的秩序の感覚と、何か新規なものを創造することであった。頭領たちは、ギルドを如何に組織化したか。また経済的に如何に機能したかの問題には、次の5つの視点がある。

- (1) ギルドの頭領たちは、年季奉公と、日雇い労働とのシステムを定めた。そして頭領たちは、新規会員を募集して、労働力を教育した。
- (2) 頭領たちの特殊なギルドがどのように行ってきたかに拘らず、頭領たちは互いの他の頭領と競争する仕方を調整することに励んだ。彼らは生産の標準を作って、それを相互に守ろうとした。
- (3) 商人ギルドは、都市行政がかつてやったように、遠隔地商業を優勢にしようとするグループであったが、クラフト手工業を盛んにしようという体制にもあった。
- (4) 頭領たちは、ギルドの内部にある政治活動の中から、公式の活動を示すものを選択した。頭領たちは、傭人者たちから平等の要求を受けたが、これらを可能な限り受け入れた。
- (5) ギルドの技工職人または手工職人たちは、職人技術を平等に分かち合わなかった。高度の技術を持つ職人たちは、その威光で他人

を命令し、他人を従属させた。技工職人たちは、分芽増殖するが如くに新しい産業を興した。こうした労働の分芽増殖は、はっきりした労働の階層化を興した。それによって、ある技工ギルドたちは立派になって上級階層化を進め、他の労働者職人たちは卑俗な階層民となった。商業ギルドたちは、その仕事についての意見や、取り仕切り方の上手下手や、仕事の成果に関わっていた。いずれにしても、技工職ギルドも商業職ギルドも、会計事務の仕事をどのようにうまくやり遂げたかに関わっていた。

頭領の共同体が、新人の労働力を補充するニードは、年季奉公人と日雇い職人との労働の階層化をもたらした。ギルドシステムは、女性が経済的生産で持っていた役割を減少させてしまった。それはギルドは、女性が頭領になるのを許さなかったからだ。結局、ギルドは、女性たちに最少の職業技術と最低の報酬で就業させてしまったのである。概して賃金をよく支払った染物事業でさえも、女性の賃金は男性たちの賃金の半分に過ぎなかった。中世ヨーロッパの家長支配の傾向は、労働社会の性的分割を発達させてしまった。労働の性的分割は、女性の仕事の範囲を狭めてしまった。

7. マルキシズムの不平等社会

社会福祉研究における社会閉鎖理論は、近代社会の不平等化がどのようにして生じるかを説明する。マルキシズムでは、「社会的不平等」の問題は、二分論理で説明する。自由主義の立場に立つ機能主義者の階層化理論は、ウエーバー主義の社会学派から採用したものであり、それは、経済による階級関係の優越性を主張するマルキシズムを拒否するものであった。

ウエーバー社会学では、「所有と富」によってではなく、「権力と身分」によって概念化された「社会的不平等」の多面的性質を強調する。一方、マルキシズムの社会理論では、階級概念によって階級差を鋭く主張する。機能主義社会では、社会構造を段階づけの用語で表現する。この場合、「社会的不平等」は連続的に、不平等という次元に沿って分布する。前産業化社会にあつては、「身分」は「収入」に基づいておらず、逆に「収入」は「身分」に基づいていたのである。

富の次元の中に階級の不平等、身分の次元の中に人種の不平等、パワーの次元の中に団体の不平等を挿入すれば、当時の社会の不平等が容易に想像できる。

原始の時代は、自由平等社会であった。時代の進展に伴って、不平等社会が作り出されたのである。

不平等社会を組み立てる理論には、二種類の形式があるが、社会機能主義とは、個別的な社会事象の変化を連続性の枠組みで観察する。また、構造化主義とは、二分論理法の枠組みで、個別的な社会事象を構造化して見る。医療や介護の個別的処遇では、これを誤ると、不平等社会の形成を助長してしまうことになる。

共同体社会とは、共同体論理に立脚した、地域都市の住民生活とボランティア活動（生活維持支援の自由な活動）および公共事業体の民間活動とから成り立つ。この共同体の軸はボランタリーな倫理である。

社会福祉や社会保障の分野では、児童、障害者、老人、および被医療者、被介護者等が、同一属性集合体を形成する。共同体社会では、これらの同一属性集合体の利益に、第一優先順位が与えられる。日本の社会福祉制度や社会保障制度は、伝統的な共同体倫理基準に完全に合致しているとは、必ずしも言えず、むしろほど遠いと言える。この事情は他国も同様である。日本の社会保障制度は、社会保険のシステムを導入したが、これは、国民の「社会連帯」の理念を基盤として行うものであることは周知の通りである。これは国民の福祉を護るために、任意保険でなく、強制力のある皆保険制度になっている。しかしこれは、本当の社会連帯にはほど遠い、理念の段階にあることは間違いない。また被保険者の保険掛金全額は、プールして置き、国家責任で所定の必要料を給付する。

掛金や社会保険の掛金の徴収には、大企業、中小企業、自由業、公務員等に分割された組合員の負担で行うが、掛金額の不揃いや未集金のために、徴収金と給付金のバランスが採れず、給付金の不足額は、税収入等の国家資金で充当する。

8. 構造化主義と機能主義の統合

患者と医療者とは、基本的にマルキシズム型の対立関係にある。医療不相当や医療ミスを引き起こして、場合によっては患者が死亡することがある。この場合は、医療者と患者との間の対立関係が露呈する。患者は、事件に対応する損害賠償を要求し、医療者は、この事件の防衛に努める。介護の場合も、介護者と要介護者との間のマルキシズム型の対立関係は、基本的に変更はないが、両者の間にいろいろとトラブルが生じ易い。これらは、両者の対立関係から生じるものであることは間違いない。

また、医療と介護とは、共にマルキシズムが最も

嫌う「還元主義」に陥り易い。還元主義とは、医療者や介護者が問題となる現象を構造化した枠組みを用いて、一般化した法則を求めようとする。逆に、このようにして求めた法則を複雑な個別的な事象や事例に当てはめようとするのである。

例えば、医療者は、人体の細胞がガン化するための法則を求めて、これを個別的な事例に適用しようとする。これがうまく当てはまらないときは、この治療は失敗に終わる。また、介護者はADLに準拠して、介護の必要度を5段階に分類して、その介護の必要度を個別的な事象に適用しようとする。この手法も還元主義と同様である。しかしこの場合、ADL手法はマルキシズムの二分論理法ではなくて、むしろM・ウエーバーの連続性を持つ枠組みによる一般化であるが、これで求めた一般則を、個別的な事象に適用しようとする仕組みは、医療者の場合と異なるものではない。

哲学者のフッサールは、構造的に一般化して構成された法則は、現象学的に個別に還元することは不能であるとした。個物と一般化物とは、現象学的に同一物ではないからである。個物は、別個の特性を持つ具体的現実の存在であるが、一般化物は、ある意味で抽象化された仮説的な見本または雛形に過ぎない。この雛形は、個物の存在と決して合致することはない。

ソーシャルワークでは、マルキシズムの不平等社会や還元主義反対論も利用できず、またウエーバー主義者の連続性理論や古代ローマのユスティニアヌスの法的権限体制論等、基盤となる哲学的理念も十分に育っておらず、研究体制も若すぎて複雑な実践記録を論理的にうまく整理することができないでいる。

ソーシャルワークが正統な学問として他学と肩を並べるには、法定化された社会福祉事業へ向かっての、誰もが寄りかけられるような基盤となる研究体制を構築しなければならない。

9. ウエップ夫妻のデスティクション

困窮者とは、近代的巨大都市が産出した社会的弱者である。ウエップ夫妻は、社会的困窮者に至るには5つの通路があるという。

- (1) 第一の通路 ここを通る人たちは、最初は困窮者ではなくて、単なる疾病者または病弱者であったが、その3分の1は、疾病や病弱の弱点に負けた未熟者であり、ついに困窮者の路を歩むようになった。
- (2) 第二の通路 若年の子どもを持つ大勢の寡婦たちである。彼女たちは生計担当者が早死することによって、突然に沼沢地への通

路に投げ込まれた。

- (3) 第三の通路 その総計3分の1の人々は、乳幼児と児童である。彼ら自身は、なんら性格上の問題のためにではなく、単に彼らの親たちが死亡したために、または、親の義務を履行しなかったために、困窮者になったものたちである。
- (4) 第四の通路 それは偶発事故によって生じる。それは単なる老人の病弱の結果として、困窮に陥る。一方、大きな偶発事故は、障害者一般である。またその結果として、あきらかに困窮に陥る。
- (5) 第五の通路 身体壮健であるが、彼の長引く仕事の無能力の結果として、あきらかに困窮に陥るものがある。それは仕事への無能力か、仕事を好まぬためか、または彼の能力に見合った雇用先を見つける無能力の結果として生じたものである。

実践の中で信頼関係をつくりあげることが、疾病を予防し、障害者一般の「前創造」を調節し、すべての子どもを無視から安全に保護し、親の責任を励行させることである。そして最後に、いつも地域の中に、特別なヒューマン・サービスの供給が、困窮者たちの要求に合致するように行われること、またそれらを支援するために、必要な道具立てが用意されていることが大切である。高度経済化が輩出した、ロンドンや東京といった超巨大化都市は、社会福祉の立場から見れば、一種の病的倫理現象と言える。共同体倫理主義の立場からは、こうした生活環境を排除したいと思うばかりである。

10. ギルド社会主義と社会福祉施設

ギルド社会主義を見ることによって、社会福祉施設のあり方を展望することが可能になると信じる。ギルド社会主義は、イギリスにおける社会主義の最新の学説である。ギルド社会主義は、すべての生産資源を国家に所有させ、その経営のみを「ギルドの労働組合」が握るようになることを主張する。ギルド社会主義は、産業共同体主義が怠った生産者の利害と、サンディカリズムが怠った消費者の利害の両者を尊重して、「生産者のギルド労働組合と、消費者を擁護する国家との均衡を図ろうとするのである」。

社会福祉施設の発達には、グローバルに見ると2つの体系がある。それを福祉目的として見ると、ひとつは救貧施設であり、もうひとつは生活共同体施設である。構造的には、救貧施設は契約型構造をもち、生活共同体施設は自立型構造をもち、

日本の現行の社会福祉施設は、このような体系の

区別はなく、ごちゃ混ぜに設置されているように見えるが、社会政策的見地に立つと、施設のあり方が具体的に見えてくる。

日本では、新たに社会福祉施設を設立するときには、福祉施設としての認可を国および都道府県の自治体から受けねばならない。最初に基本的に必要なことは、社会福祉事業法（現在は社会福祉法）に準拠して、社会福祉法人を設立する。この法的人格を持つ団体が施設経営に必要な土地・建物等の資材および人材を、国家または自治体に事実上提供して登録した形をとる。適当な指導・監査を受けて後、合格すれば、この施設には、いわゆる「措置費（現在は支援費）」として、事務費（人件費）・事業費等の諸経費が支給される。施設はこの国費および公費を使って経営をする。

人件費には、労働報酬のほか、家族手当、通勤手当、住居手当等の諸手当のすべてが含まれている。しかしこの国費及び公費の負担は、全く安定的に充実しているとは言えない。

福祉施設への国庫及び公費負担は、どのような理念や意義で行われるのか。これには、基本的に次の三つの立場がある。即ち、国民の権利論、公的扶助論、社会主義経営論、である。

(1) 国民の権利論

イギリスでは、古くから国家の救貧制度があったが、これを今後も存続すべきか、それともこれを廃止して、新たに国民の権利としての福祉制度を設置すべきかの議論が闘わされて、1909年にこれに関する「王立委員会」の報告書が出された。これによると、「国民に権利として最低生活を保障する社会政策を充実すべきだ」との意見は、最初は少数であったが、後に勢力を得た。

日本の社会福祉施設のあり方は、1950年の社会保障制度審議会によって、その後の基本的方向付けが決まった。即ち憲法25条の「国民の健康で文化的な最低生活を保障する」制度の体系の中に、社会福祉施設は位置付けられたのである。しかし社会福祉施設は、それから50年を過ぎた今になっても、依然として国民の権利としての施設ではなく、あくまでも公的扶助、即ち救貧対策としての範疇にある。

社会福祉施設が国民の権利規定の上に成り立っているものでなく、言わば旧制度化の救貧施設（困窮者を援助する理念または道徳）の延長線上に横たわる施設であるという風景が姿を顕したのは、1957年の朝日茂事件である。これは、当時の入院患者朝日茂氏に対する生活保護規準での日用品費（月額600円）は、憲法25条に照合すると、違法か否かを争う訴訟事件であったが、最高裁判所の判決でも、国は

違法を行っていないと判決された。その理由は、この法律は法的権利を規定したものでなく、単に努力目標を掲げたプログラムを規定したものであるので違反しない、とのことであった。現行の社会福祉施設が、すべて国民の権利規定の基盤の上に成り立つものでないとなれば、今でもここに大きな問題を潜めたままになっている。

(2) 公的扶助論

公的扶助は、伝統的に福祉の救済対策としておこなわれてきた。それは困窮者に対する国または自治体からの金銭給与または物品給与である。

1874年(明治7年)の「恤救規則」は、極貧者、高齢者、重病者、老衰者、疾病者に対して、明治政府が救済すれば、怠惰者を増やすばかりだとされて、法律としては、成立しなかった。またこれは「無告の窮民＝誰も頼り手のない困窮者」を救済対象としていたので、当然何らかの資力調査が課された筈である。この制度は1931年(昭和6年)まで存続した。

戦後いち早く設置された生活保護法(昭和25年)も、福祉制度としては公的扶助の範疇に入る。この時点より以前に実施されていた必要な保護の種類を、すべてこの生活保護法の中に集めて公的扶助とした。即ち生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助である。これらの扶助は生活扶助を中心として、要保護者を居宅で、しかも金銭給付で保護することが基本である。しかし施設での保護が必要な場合に、つぎの保護施設が用意されている。即ち、救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿泊提供施設、である。これらの施設においても、付与されるものは主として生活扶助である。

生活困窮者で保護が必要な場合には、ここでも、資力調査が用意される。要するに、生活保護法とは、明治以来の伝統に則った救済対策として、整理された生活扶助のシステムであるということが出来る。生活扶助の概念は児童福祉法の中でも適用される。例えば児童扶養手当等も公的扶助に含まれる。児童福祉法の体系は、明治34年以来、国際連合の児童権利宣言の枠組みが嵌められたので、児童福祉対策は児童の権利のもとにおこなわれることが大切になった。このことを考慮して、児童福祉対策を見直す必要がある。例えば障害児問題は、とくにその必要を感じる。

(3) 社会福祉施設のギルド社会主義経営論

近江学園の処置は、ウエップの社会主義共同体設立構想の基礎造りの段階の進め方と同様である。即ち、施設の使用する土地・建物は、国有化または自治体化し、施設の経営管理は、共同体の経営者たち

自体が担当する。共同体の施設は生活の基盤であるので確固たる安定性のある財産権に守られることが基本である。これは上記のごとく固有財産となったのであるから、当然その安定性は守られるようになった。

ギルド社会主義の産業共同体は、労働者の「賃金制度」の廃止にあった。賃金制度は、資本主義のシステムであり、労働者階級の解放は、このシステムから解放された時にある、とした。

ウエップやフェビアン協会の人たちは、今日的にみれば、ギルド社会主義共同体よりはむしろ、「ギルド社会福祉共同体」の創設を提唱したと見ることが出来る。昔の社会主義は、今日では、社会福祉化した、否むしろ、社会福祉が社会主義化したのかも知れない。社会主義は最初は、不平等とか差別などを問題にしていたが、やがてそれらを乗り越えて、アダム・スミス等の生存維持の権利や人権そのものを問題にするようになったが、社会福祉はソーシャルワークやケアワークを実践するうちに、同様の変化のプロセスを歩んだとも言える。そして社会主義は社会福祉と融合するようになった。このとき、国家と個人との関係は、「権利と義務」の関係になった。

11. これからの社会福祉施設の経営

施設の土地・建物は、社会福祉法人の基本財産として登記し、国はそれを管理して、その見返りに法人の措置(福祉援助)を認める。このような現行制度は、ウエップの産業管理論や産業民主論を参照して、再考を要する。

精神薄弱者施設は、児童施設体系及び救護施設体系から外して、生活職業共同体体系(新規)を作り、この体系へ編入する。この体系では、当然、生活及び職業上の諸権限は一般成人並みとする。同時に身体障害者施設もこの体系に編入する。

従来存在した、施設未措置者はこれを廃止し、すべて任意入所者とする。その際の定員数及び負担費用は、施設の許容範囲で任意に定める。

施設の会計経理上の引当金制度は、生活会計及び作業会計共に一般企業並みとする。

職員の賃金制度はこれを廃止して、ギルド社会主義生活共同体を見習って、新制度を採用する。

株券の購入、新規土地・建物の購入は、理事会の承認事項とする。

12. おわりに

社会福祉は主として社会制度に力点があるが、医療や介護は、それ以前に、個人の治療やケアに力点がある。社会制度は法律や経済の研究が大切である

が、個人の治療やケアには、人体や人柄の研究が主要になる。両者の研究をまとめるには、人の行為（アクション）を現象学的（フェノメノロジカル）に捉えることが大切である。人の行為とは、自者と他者との間の社会関係から生み出される行動である。社会制度・医療・介護は、すべての行為を基本としている。

例えば、外科医師と大腸がん患者とは、外科手術の行為者同士を形成する。この場合、医師は大腸がんの開腹手術（ESD）でなく、新しい内視鏡で、腹腔からがんを切除する手術をする（EMR）。これは新規で極めて困難な手法で、宇宙空間へロケットで飛び立つ技法にも等しい。

これらを現象学的に見ると、医師は、まず最初に、内視鏡やテレビジョン等を操作して、がんの現象（フェノメノン）を観察して、理解を深めねばならない。観察を繰り返し操作して、がんの本体（ニューメノン）へ限りなく接近する。

研究対象物はすべて現象であるので、視覚や聴覚等の感覚に頼って、現象を統合的に捉えて、対象物質の本体を認識（Epistemological）しようとする。このとき、本体は一層彼方へ逃げ去ってしまい、本

体そのものを見ることはできない。哲学者のカントは、現象の本体（ニューメノン）を「もの自体」と称した。これはデカルトの（我思う・故に我あり）以来の存在認識論の二元論的矛盾を、「もの自体」説で解決しようとしたが、しかし、これは目に見えるものではないので、実在とは言えず、自然科学者たちはこの議論を否定した。

現象学は、社会を舞台として、自者と他者と、例えば、医者と患者との、社会関係（非人間関係）の中で、両者の行為を通じて現象自体を解明しようとするので、現象の把握の矛盾や失敗は、事前の歴史型や社会型を参照して、理想型を見出して、研究プロジェクトの構造を改変し、その極限では遂に本体を見ることが出来る。

なお、看護師や医療福祉士や社会福祉士は、当然、この社会的医療行為の中に含まれる。

本稿は飯田精一著書『社会福祉の源流を行く - 共同体はよみがえる -』（近代文芸社）から、本企画検討委員会の許可を得た上で、今回の特集号「医療福祉学展望」に沿うように再編集したものである。編集にご協力頂いた川崎医療福祉大学教員秘書田村ゆう子女士に深謝する。

文 献

- 1) Norman C and Noah F : *The genesis story in western thought*, Yale University Press, 1999 .
- 2) Alfred S : *The phenomenology of the social world*, Northwestern University Press, 1967 .
- 3) Edo P : *Husserl and phenomenology*, London Hutchinson University Library, 1970 .
- 4) Michael G : *The history of ancient Israel*, Weidenfeld & Nicolson, London, 1984 .
- 5) Aristotle : *The Nicomachean ethics*, In Welldon JEC ed, Prometheus Books, 1987 .
- 6) アリストテレス全集13, ニコマコス倫理学 加藤信朗訳, 岩波書店, 1977 .
- 7) Michael S and Bruce L : *Political Thinkers*, Chapter Two, Aristotle and Polity, 1987 .
- 8) 飯田精一 : 福祉を哲学する, 近代文芸社, 1992 .
- 9) Geoffrey N : *The family in late antiquity*, Routledge, London and New York, 2000 .
- 10) ローマ皇帝一覧表, 西洋史辞典, 京都大学文学部西洋史研究室, 東京創元社, 1978 .
- 11) ユスティニアヌス法典 *The digest of justinian (2 vols)*, In Walson A ed, University of Pennsylvania Press, 1985 .
- 12) Steven AE : *Wage labor and guilds in medieval Europe*, The University of North Carolina Press, 1991 .
- 13) Stephen R : *Approaches to industrial structure, orders and hierarchies in late medieval and renaissance Europe*, In Dantom J ed, University of Manchester, 1999 .
- 14) Stephen R : *Marxism and history*, Manchester University Press, 1998 .
- 15) Frank P : *Marxism and class theory*, Columbia University Press, 1979 .
- 16) Webb S and Webb B : *The prevention of destitution*, Longmans Green and Co . 39 Paternoster Row, London, 1910 .
- 17) 小泉信三 : 改訂版 社会問題研究 第3編 ギルド社会主義, 岩波書店, 1925 .